

令和元年10月16日

厚生労働省

保険局長 濱谷浩樹 殿

一般社団法人 全国医学部長病院長会議
会 長 山下 英俊
一般社団法人 国立大学病院長会議
会 長 山本 修一
全国公立大学附属病院長・事務長会議
代 表 夜久 均
一般社団法人 日本私立医科大学協会
会 長 小川 彰

令和2年度診療報酬改定に関する重点要望事項

令和2年度診療報酬改定に関して、以下の項目について、診療現場の現状を反映した診療報酬点数及び施設基準等を設定していただきたい。

1. 小児入院医療管理料、特定集中治療室管理料等について

新生児集中治療室（A302）や新生児治療回復室入院医療管理料（A303-2）及び総合周産期特定集中治療室管理料（A303 2）算定病棟に入院中の患者が、算定期限を超過してもなお、濃厚な治療と管理が必要な場合、当該病棟での入院を継続しますが、算定期限を超えると7対1一般病棟入院基本料の算定のみとなってしまう。当該病棟は専ら小児を入院させるための病

棟であるため、小児入院医療管理料の点数が算定できるようにしていただくことを要望します。

更に、新生児集中治療室のない大学附属病院では、小児が術後管理等により特定集中治療室に長期にわたり入院を継続するケースもあるため、救命救急入院料（A300）と特定集中治療室管理料（A301）についても同様の措置をお願いします。

2. 医師の働き方改革への対応について

医師の働き方改革の議論を契機として、医師と他職種（看護師や事務職員等のコメディカル職種）との分担が求められていますが、特に医師事務作業補助者については、医師の負担軽減に大きく寄与しているものの、手厚い人員を配置するほど人件費が現状の保険点数ではカバーできない状況であるため、医師事務作業補助体制加算における人員配置区分の増点を要望します。

また、看護補助者も同様に医師や看護職員の負担軽減に大きく寄与していますが、介護現場でも重用されている職種であり、必要人員を確保するには人件費が現状の保険点数ではカバーできない状況であるため、急性期看護補助体制加算の人員配置区分の増点を要望します。

3. 急性期病院における病棟管理栄養士の評価の充実について

急性期病院に入院する患者は、迅速かつ高度な栄養管理が要求されます。病棟に管理栄養士が配置されれば、速やかな栄養介入だけでなく、介入後の食事の摂取量と経口以外の投与量も含めた栄養評価を行うことが可能となるため、病棟専任の管理栄養士の診療報酬上の評価を要望します。

入院時の情報収集と患者への説明、食欲不振や嗜好などの対応、入院中の栄養指導や退院時の栄養情報提供書の作成などを迅

速に対応できれば、医師・看護師の業務軽減にも貢献できること、専門知識を有する病棟専任の管理栄養士による栄養管理は、疾病治療と低栄養の予防・改善に貢献し、患者の早期退院支援につながります。

4. 特定入院料の算定期間通算ルールの見直しについて

特定集中治療室管理料など病棟や病室の持つ特有の機能、特定の疾患等に対する入院医療などを評価する特定入院料は、1回の入院について当該治療室に入院させた連続する期間1回に限り算定できますが、2つ以上の治療室に入院させた場合において、特定入院料を算定できる日数の限度は、他の特定入院料を算定した日数を控除して計算することとされています。

この算定要件に対して、医療機関側の実態を理解いただき、算定期間通算ルールの見直しを要望します。

5. 小児入院医療管理料算定における無菌治療室管理加算について

特定入院料である小児入院医療管理料（A307）は、地域における小児医療の確保・充実を図るため、平成12年度に新設された入院料であり、投薬、注射、手術、麻酔、病理診断等の費用を除いて、診療に係る費用が包括されています。

この包括の中には、白血病、再生不良性貧血、骨髄異形成症候群、重症複合型免疫不全症等の患者に対して、必要があつて無菌治療室管理を行った場合に算定できる無菌治療室管理加算が含まれていますが、一般入院料、他の特定入院料の施設基準、算定要件等と比較した上で、この治療室を利用する小児患者に対する診療報酬上の評価がない等の実態を確認いただき、包括対象項目から無菌治療室管理加算の除外を要望します。